

平成 3 0 年 度  
津 山 市 農 業 委 員 会  
( 4 月 定 例 会 議 事 録 )

平成30年 4月10日(火) 13時30分～  
津山市役所 2F 大会議室  
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出 席 委 員 ( 1 9 名 )

- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治郎  | 2. 太田 裕恭  | 3. 池田 幸正  | 4. 井家上 淑子 |
| 5. 小串 典介  | 6. 竹内 隆一  | 7. 尾島 宏明  | 8. 小島 仁太郎 |
| 9. 岡田 成子  | 10. 松尾 治  | 11. 山下 英男 | 12. 三谷 智子 |
| 13. 仁木 紹祐 | 14. 長森 健樹 | 15. 高山 一英 | 16. 植本 幸男 |
| 17. 筒塩 清美 | 18. 大山 正志 | 19. 大塚 毅  |           |

欠 席 委 員 ( 0 名 )

事 務 局 ( 9 名 )

松岡 局長	宮野 次長	藤原 主任	杉井 主事
都井 主事	流郷 主査	小椋 主任	大澤 主任
阿部 主査			

## 議 事

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 4号 非農地証明願承認について
- 議案第 5号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 6号 農用地利用集積計画の承認について
- 報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告第 2号 農地転用届出書の受理について
- その他

## 議 事 録

別 紙 の 通 り

(13:30～)

事務局 局長

只今から、平成30年4月の津山市農業委員会定例会を開会致します。本日は、委員19名全員のご出席を頂いておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立致します。それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願い致します。

日笠 会長

はい。皆さんご苦勞様でございます。続けてなかなかえらからうけど宜しくお願いします。それでは議事録署名人を私の方から指名させていただきます。6番竹内委員さん、7番尾島委員さん、宜しくお願いします。それでは議事に入らせていただきます。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明を求めますが、ちょっと最初に断っておきます。1号議案の1-3、これは私の名前がありますので、この分を一番最後にさせていただきます。私が出るので、宜しくお願いします。

では、1-1から説明をお願いします。

事務局 (津山)

失礼します。議案の説明の前に、1件取下げが出ましたので、議案の修正をお願いします。2ページ、1-4が取下げられました。繰り返します。2ページ、1-4が取下げられましたので、議案からの削除をお願いします。

議案第1号の説明を致します。今回、津山地区から5件、加茂地区から1件、勝北地区から1件、久米地区から1件、計8件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから3ページです。それでは、議案書をもとに1-3以外の件について説明します。

まず、1-1についてですが、岡山市の67歳の女性外2名から、高野本郷の70歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。譲受人はこの3年間で自作地3,244㎡を太陽光発電に転用する一方、農地法第3条にて農地907㎡を取得しています。耕作面積は増減を繰り返し、結果的に耕作面積からすると増反にはなっていません。このことから、譲受人が真に営農意欲を持ち、耕作を行うことが出来るのか、地元委員に聞き取りを依頼しています。聞き取り結果を踏まえて、効率利用要件に適合するかどうか、ご判断願いたいと思います。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-2についてですが、下高倉西の62歳の女性から、下高倉西の73歳会社員男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-5についてですが、上田邑の76歳の男性外1名から、下田邑の77歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。譲受人所有農地に生垣や水道管を設置している土地があり、農地を適正に管理出来ているとは見受けられません。あわせて、申請地のうち下田邑1273-1については水路や擁壁に囲まれた宅地の中の庭の状態であり、取得後に譲受人が耕作をするとは見受けられないため、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」のうち第1項に該当するものと考えます。また、地元担当推進委員より、不許可意見をいただいています。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-6についてですが、美咲町の40歳の男性から、上田邑の63歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです

津山地区分の説明は1-3を除いて以上です。

日笠 会長

はい、ありがとうございます。次、加茂。

事務局 (加茂)

続きまして、加茂地区の説明を致します。

日 笠 会 長  
事務局（勝北）

2-1番、加茂町塔中の78歳、無職の男性から、加茂町塔中の70歳、農業の女性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりです。

加茂地区からの説明は以上です。

はい、次4-1。

それでは勝北地区の説明をします。

4-1についてですが、河面の58歳の男性から、大吉の農業を志す60歳男性への、新規就農による所有権移転です。新規就農のため、営農計画書と計画どおり、営農に取り組む旨の誓約書の添付をうけており、申請人より、地元委員と面談も済ませたと報告を受けております。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

勝北地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事務局（久米）

はい、ありがとうございました。次5-1、久米。

続きまして、久米地区の説明を致します。

5-1、中北下の68歳、農業を営む男性から、同じく中北下の60歳、法人職員の男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりです。

議案第1号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長  
小島 委 員

はい、ありがとうございました。地元委員の説明をお願い致します。1-1。

はい、8番小島です。4月6日に現地に行ってみました。耕すのは耕してありました。本人に会おうと思ったんですが、会えなかったんで、携帯電話で話をしまして、田植えをしたらまた現地見てもらえればいいですから、自分で耕作しますからということでした。宜しくお願いします。

日 笠 会 長  
高山 委 員

はい、ありがとうございます。次1-2。

はい、15番高山です。4月3日に推進委員の森本さんと、現地を見て回りました。受人の■■■さんはですね、昨年に土地改良の許可を得られておまして、自宅前の土地、3筆を1まちにまちだおしをされておまして、そこもびっちり耕作を出来るように耕運もされてますし、水路の補修もなされておりますし、何ら問題ないと判断して帰りました。宜しくお願いします。

日 笠 会 長  
池田 委 員

はい、ありがとうございます。では、1-5。

はい、3番池田です。今日もう通そうと思っと思ったんですけど、写真を見た限り水道は1カ所あるんですが、これは本家と分家とが非常に仲が悪くて、非農地証明を進めますからということ。もう1カ所の方、■■■さんの方も裏側に廃材を焼いたりしよったんです。そこは非農地までせんでも耕して通るんですけど。事務局の方も言われるけん、一応帰って水道のとこを言うて非農地証明を申請せえと言いますけん、ちょっとそれまでな、通してもらえええけどそういう訳にもいきません。

日 笠 会 長  
池田 委 員

これは私の意見ですが、水道パイプがあるのは農地とは言えんけん。

農地と言えんけん、それをかわすかどないかするかせなんだら。本家と分家が非常に仲が悪いんじゃ。分家とはわかり合えん。弱りますわこれには。

日 笠 会 長  
池田 委 員

ほんなら地元委員からな。

もういっぺん今日帰ったら言いますけん、適正にきなさいと。それからでよろしいか。

日 笠 会 長  
池田 委 員

はい。

それからもう1つの廃材焼きよるとこは、本気で耕運したらことは済むから、きちっときなさいってこれも言います。ということで、ひとつ宜しくお願いします。

日	笠	会	長	これ今の状態でええんじゃな。
池	田	委	員	まあ今更しようがない。
日	笠	会	長	しようがないけど。
池	田	委	員	言うときますけん、今日帰ったら。今回は不許可にしといて。宜しくお願いします。
				それからもう1つの、 <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> は前回手続きをされたんで、これは間違いない。沢山お百姓しとりますけん、ひとつ宜しくお願いします。そういうことです。
日	笠	会	長	はい。ほな次、2-1。
山	下	委	員	はい、11番山下です。4月6日に推進委員さんと見に行つて問題ありませんでした。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございます。では、勝北4-1。
尾	島	委	員	はい、尾島です。この渡人の <span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span> さんが大吉1147番地2に住んどられて、家や田んぼも含めて、受人の方に一括して譲られたいということでございます。田んぼの方なんです、農機具はどうするんならと本人に問い合わせたら、農機具も全て譲るといふことございまして、トラクターから草刈り機、田植え機等々ございまして問題ないと思います。宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございます。では、久米じゃな。
植	本	委	員	はい、16番植本です。光成推進委員と現地の確認を致しましたし、本人にもお会いしました。問題ないと思います。宜しくお願いします。
日	笠	会	長	はい、ありがとうございました。そうすると今、事務局、地元委員に説明してもらいましたが、取下げが1-4と、1-5は不許可いうことでよろしいか。
池	田	委	員	はい、よろしいです。
日	笠	会	長	はい、そういうことで他には問題ありませんな。よろしいか。
		*		はい。
小	串	委	員	1-1はいいの。
事	務	局		1-1については、地元の小島委員から営農をするという聞き取りをいただいてるんで。
小	串	委	員	過去の太陽光発電をした時に1-1の方は、農地を過去に太陽光発電にしてるんでしょう。
事	務	局		はい、してます。
小	串	委	員	してるんでしょう。2度あるでしょうそれが。
事	務	局		はい、2回です。過去3年間のうちに。
小	串	委	員	また新たに農地取得しても、農地で取得したものを太陽光発電にされたりするんじゃないの。
事	務	局		その聞き取りをしていただいて、結局田んぼをするということになっています。
小	串	委	員	もうあれでいいの。
日	笠	会	長	それがどこまで信用性があるか。
小	串	委	員	人間っちゅうのはね、言うんですよ。だから、過去の行いで2回農地を転用してるわけでしょう、許可をもらって太陽光に。その中でまた新たな農地があると言ってるわけ。どうして。だったら太陽光発電にしなければいいじゃん。
日	笠	会	長	自分の農地を太陽光に使つて、また新たに買って、それをまた太陽光にせんかいことなんじゃろ。
小	串	委	員	じゃないですかね。
事	務	局		はい、小串委員から貴重なご意見を頂いたところなんですけれども、まず1点、この方、過去の転用についてはきちんと許可を取られております。なので違法な事などはしておりません。それからもう1点、農地を新たに取得する意欲があるかどうか、またその農地を適正に耕作するかどうかを審査基準でございます。で、事務局が特に何か言うことはございません。その為農業委員さん方で、皆さんで審議して頂くものですので、小島委員さんが本人から聞き取りをして、先程発言をされ

				ておりましたが、その件について皆様でそれが適正なのかどうかというご審議をしていただければと考えます。宜しくお願い致します。
大	大	委	員	よろしいか。
日	笠	会	長	はい。
大	大	委	員	私もあんまり法的に詳しくないんで教えて欲しいんですけど逆に、3条で増反、農業する為に農地を買いましたと。それを例えば今度は太陽光にしようとするれば転用がいるわけですよね。その間の、例えば1年間とか2年間とか保持しなければ転用がきかないとかその辺のところは農地法ではあるんですか。
事	務	局		はい、失礼します。法律上に特に何年しなさいとかは謳っておりません。ただ津山市で基準として設けております事が1点ございます。それが1年1耕作という事でございまして、田んぼでございましたら必ず1耕作、畑でありましたら1年の耕作を続ける事で以て、次に転用しなければいけない事があれば転用を許可するという取り扱いをさせていただいております。これは事務処理要領の中でも謳っております。1年1耕作については。
日	笠	会	長	納得でえんかな。
大	大	委	員	いや、それがあんなら、今小串委員が言われたように3条で土地を田んぼ耕したいから買うと、されて1年1耕作。まあ1年1耕作の1耕作なのか、1年なのか。1年ですよね。1耕作じゃなしに1年ですよね。
事	務	局		1年か、1耕作どちらかです。
大	大	委	員	いや、1耕作いうことになれば、例えば単純なものを1耕作すれば2つでも3つでも1耕作になるんじゃない。その辺は。
事	務	局		1耕作1年と言いますが、まず一つ水稻を例に挙げますと、水稻を要するに準備して、植えて、そして収穫する。そこまでする1耕作とみます。例えば野菜ですと二十日大根を植えたら、二十日ほどで採れるがないうこともございますので、野菜の場合は1年というふうに今基準とさせて頂いております。なので水稻であれば、ご自身で準備して。
大	山	委	員	田んぼは水稻とみなすんか。
事	務	局		基本田んぼは水稻とみなしております。
大	大	委	員	だから基本的には1年ということじゃろ。
事	務	局		そうです。
大	大	委	員	まあまあ1年いうのを1耕作じゃいうのはあんまりおかしに、最低でも1年は買うたんじゃから辛抱しなさいと。それから太陽光にするんならしなさいというのが、法的な要項うかそういうのであるんならば、今回本人が何かを作る、要するに耕作をするために、増反のために買うということになれば、それを不許可にする理由は今のところ見当たらないですね。農業委員会が例えばそれを不許可にした場合、本人の方が何で不許可なら、私が田んぼ3条でする言ようのに、そりゃ前に太陽光にしとったかもしれんけど、それは家庭の話であって、そんな事誰が言うたんならと。1年先にされてもそれは仕方ないでしょ。それはそういう要綱があればあれですけども。それをもって今回を不許可にするというのは、私はちょっと無理があるんじゃないかと思えます。以上です。
日	笠	会	長	はい。皆さんこれな、前あった農地を太陽光にしてやっとなるんじゃけど、それで買い足しをしたようになってるじゃろ。それでこれから耕作するということになれば、信用せざるを得ないんじゃないかな。どねえ思いますか。
太	田	会	長	耕作されると言うたんじゃから。
小	島	委	員	いや、僕もそれが頭にあったから。買うたら1年間は絶対作らにゃいけんというのが頭があったから、本人に会いたかったんですけど、雨降つとられたけど仕事に出とんじゃと言われたもんですから。まあ電話で絶対されますねと言うたら、植えたら見に来てくれ、電話するからいうて言われたんじゃ。
日	笠	会	長	どう思われますかな皆さん。これを耕作するいうて、本人に耕作せまあがとも言

		えれんのんじゃが。法的に委員さんどね思われますかな。
小 串 委 員		難しいですね。
太 田 会 長 代 理		1年1耕作があったらもうええとなるんか。
小 串 委 員		でも、そういうことにしていけばまた、太陽光を作ることにしましたって許可を求められると、またそこも許可ですか。
日 笠 会 長		その田を。
小 串 委 員		いや、今持つてる農地を。今回の農地を取得しますよね、でまあ既に持つてる農地をやっぱり太陽光発電作りますわって。こっちは耕作しますが、昔から持つてるやつは太陽光にしますって言われたら、それもまた許可ですか。
松 尾 委 員		太陽光作るのには許可があるでしょ。特に他に問題が無ければ出せるんでしょ、許可が。
日 笠 会 長		難しいようなことがあるんじゃ。
事 務 局		沢山意見があると思います。実際の話、事務局としてもこれが本当に許可しても良いものか、不許可にするべきものなのかっていうのは、断言は出来ません。ただそういうことは皆さんが今おっしゃるとるようにですね、不許可の要件にどこまで該当してくるのかっていうことだと思うんですけども、電話ではございますけどもご本人さんに耕作する意欲があるという事を確認している事。それから現在持つてる耕作すべき農地はきちんと営農されているという事。確かに過去3年間のうちに、高齢でなかなか耕作出来ないという事を書きながら太陽光に転用したという事はございます。で、そこに対して疑問を感じるころではございますが、実は何年前か私も正確なことは忘れたんですが、県の方にも見解を尋ねたことがございます。この時、このように高齢だから耕作出来ない、太陽光ではございませんでしたが、転用許可を取った方が、次に耕作するとして増反が出てきると、こういう場合にどう扱ったらいいか県としてはどう思いますか、また国の方にも聞いてくださいと、助言を請うた事がございました。で、その回答なんですけれども、結局さつき出てきておりましたけども、どんどん時は移っていきますので、今は高齢で出来んと思っても、実は、あ、ちょっと健康になったけん増反しようと思った時に、それを否定することは出来ないんじゃないかと、そのような回答が出ております。ですので、やはりそこについては今回取得する方が、本当にこれから営農を続けて行く気があるのかどうかということについて、その都度農業委員さんなり、推進委員さんなりが本人と面談致しまして、増反が間違いないとなれば許可せざるを得ないのかなと、そのように考えます。
日 笠 会 長		3年前に高齢で農業が出来んというて太陽光にして、今度3年経ったら元気になったという、そこんところがな、どう対策したらええか。その都度都度。
大 塚 委 員		1年1耕作いうのは何言われたかな。津山市の何に乗っとる。
日 笠 会 長		それは3条で増やした時に。
太 田 会 長 代 理		ありゃ農地法じゃないんかな。
事 務 局		3条の審査基準ですね。
日 笠 会 長		3条で買った時に、1年1作は作らにゃ、もう後の転用は何も出来ませんよいうことを条件にするか。
大 塚 委 員		その条件というのは法律か要項で定まっとんですか。
事 務 局		皆さんに決めて頂いている3条の審査基準の中で1年1耕作を謳っております。
大 塚 委 員		この農業委員会で基準を決めりゃええいうことですか。
事 務 局		そうですね。
大 塚 委 員		例えばそれを3年とかに延ばしてもいいわけですか。
事 務 局		他市町村だったら3年3耕作で設けて、3条の取得後の転用の規制をかけてるところもあります。
大 塚 委 員		だったら例えば、一般的な転用には1年1耕作でもいいけれども、今みたいな農地を増反して、これから農業を意欲的に取り込もういうことで3条申請して増反さ

れる訳ですから、それを1年1耕作で転用するという事は基本的にはあり得ん訳  
 ですから。ならそういう場合には3年とか5年とか基準を作れば、今言われ  
 たような色々な問題で疑わしき人の詮索までせんだってもう3年とか5年って決め  
 とけば、農業委員会でその制約が出来るんだったら、そうされた方がいんじゃない  
 かと私は思います。そうしたら農業委員会の権限も保てるし、真面目に増反しよ  
 うとしとる人のも出来るし。本当に真面目に増反しようとしとる人と、中には、非常  
 に言葉は悪いかもしれませんがお金儲けの為に増反して、1年1耕作して即転用  
 をかけるということに歯止めが掛かるんで、それはどんなですか。例えば今日即結  
 論が出んとは思いますが、農業委員会の何だったですかね、委員会。

事務局 審査基準。

大塚委員長 審査基準でのうて、何か作ったんじゃないかな。

日笠会長 運営委員会。

大塚委員 そう、運営委員会。その辺でも十分論議されて、審議したらいいんじゃないかと  
 私は思います。けどまあ、今日の時点で何にもないんだったら私個人的には不許可  
 にする理由はないと思います。

太田会長代理 転用だけでなしに売買の方も。1年は田んぼとしては売られんから。

小島委員 この前ね、家におったらたまたま太陽光の会社の人電話をしてきて、土地はない  
 かなと言われたもんだから余計に、この前太陽光あげとんの何で田んぼを買うん  
 かなと思うて、私本人に会いたかったんですけど、丁度たまたま会えなかったも  
 んで電話で話したんですけど、ほんまに作られますないうて念を押したんですよ。そ  
 したら、いや植えるんだと、植えたら見に来てくれとまで言われたけん、そっから  
 先何も言えれんようになって。

太田会長代理 そりゃ、僕らにでも田んぼにおったら、田んぼや山に太陽光するところないか言う  
 て来る人がおるんじゃ。それを誰に言よんじゃいうて。

日笠会長 今作る意欲はあるんでしょ。なら許可するしかないわな。

太田会長代理 今回は。今回はどうか。

日笠会長 そのかわり後から太陽光が出てもいけんけん。そういうことでえかろ。今日作  
 る意欲がある言われたら無いとは言えんけん。ほなそういうことです。ほなそう  
 いうことで、皆さんよろしいか。

\* はい。

日笠会長 それで、今のは1-1に対してじゃけん、3を除いてこれは後からやってもら  
 うとして、取下げが1-4がありまして、1-5不許可ということで、よろしいな。

\* はい。

日笠会長 皆さんそこまでは承認いただけますか。

\* はい。

日笠会長 それでは私が出ますので、1-3お願いします。

\* < 日笠会長、退室 >

太田会長代理 はい、失礼します。日笠会長の案件なんで1-3についてご審議お願いします。  
 1-3について説明をお願いします。

事務局(津山) はい、津山地区の1-3です。1-3についてですが、種の80歳の男性から、  
 種の53歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項  
 各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全  
 て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。1-3につい  
 ての説明は以上です。

太田会長代理 地元の委員さんは退室されとんですけど、適正に管理されてるということを事務局  
 からも、委員さんからも聞いてます。賛成の方は挙手お願いします。

\* < 多数、挙手 >

太田会長代理 では、賛成多数ということで。

\* < 日笠会長、入室 >



日 笠 会 長      はい、すいませんでした。議案第2号農地法第4条の規定により許可申請承認について上程します。事務局お願いします。

事務局（津山）      はい、議案の説明の前に、議案書の訂正をお願いします。4ページ、1-2につきまして、取下げられましたので、議案からの削除をお願いします。繰り返します。1-2が取下げられましたので、議案からの削除をお願いします。

                         改めまして、議案第2号の説明を致します。今回、津山地区から2件のみの申請です。議案書のページは、4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

                         1-1番・神戸の水路・河川、60㎡の追認案件についてです。

                         農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。

                         転用事業者は、神戸にお住まいの83歳無職の男性です。

                         申請地に自己の居宅の排水施設を整備していたものです。

                         転用にあたり、境界部分については、法面及び畔があり、集水枿を設置して既存排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。吉井川井堰土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

                         続きまして、1-3番・日上の雑種地、405㎡の追認案件についてです。

                         農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しています。転用事業者は、日上にお住まいの69歳造園業の男性です。

                         申請地の隣接に事務所兼居宅があり、事業を拡張するため、造成していったものです。転用にあたり、境界部分については、既存擁壁及び法面の利用と、雨水排水については、溜枿を通じて水路へ流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を防止する形状であることを確認しております。白井手土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

                         議案第2号の説明は以上です。

日 笠 会 長      はい、ありがとうございました。座ったままでこらえてください。

井 家 上 委 員      1-1については昨日地元推進委員さんとも協議しましたが、仕方がないので、宜しく頼むということでした。排水路をしたりしとりますので。

                         4番池上です。4月7日に推進委員さんと2人で協議をして、現地を見ました。この隣にはもう既に、造園業さんですので、庭木とか植えておられ、その反対はもう既にこの家に使われたような土地になっておりますので、問題ないと思います。宜しくお願いします。

日 笠 会 長      はい、ありがとうございました。今2号に対して、1-2も取下げて、承認いただけますか。

                         \*

日 笠 会 長      はい。

                         はい、ありがとうございます。1-2については写真撮って来とるんじゃけど、この建物が現状と違うということで、取下げてもらいました。

                         議案第3号農地法第5条の規定により許可申請承認について上程します。事務局お願いします。

事務局（津山）      はい、議案の説明の前に、議案書の訂正をお願いします。5ページ、1-3の受人の右側の施設の欄にカーポートを付け加えてください。繰り返します。1-3の受人の右側の施設の欄、居宅、進入路の後にカーポートを付け加えてください。

                         改めまして、議案第3号の説明を致します。今回、津山地区から所有権移転2件、使用貸借権設定4件、勝北地区から賃貸借権設定1件、使用貸借権設定1件、久米地区から使用貸借権設定1件の計9件の申請です。議案書のページは、5ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

                         1-1番・志戸部の田、1,700㎡、所有権移転の件についてです。

転用事業者の■■■は、平成30年2月の農業委員会において、志戸部の田4筆に分譲宅地4区画を造成するとして農地法第5条の許可を受けましたが、過去の事業実施についての信頼性を審議され、この案件に関して、平成30年4月末までに事業を完了させるとして、誓約書を提出していたものですが、3月20日付けで完了報告の提出があり、これを受理しましたことをご報告致します。なお、事務局で現地調査を行い、計画どおり事業が実施されていたことを確認しています。

それでは改めまして、1-1番・志戸部の田、1,700㎡、所有権移転の件について説明を致します。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、分譲宅地5区画及び進入路、及び隣地で営業している仏具店への貸露天駐車場です。申請地は都市計画の用途地域内であり、宅地の造成のみの転用が認められている地域です。転用事業者は志戸部に本店を置く資本金の額500万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。貸露天駐車場部分については、商圏が広域化し、自家用車での来客が増えたため、店舗前のスペースでは駐車場が足りず、歩道にはみ出すこともあり、また、商品の搬入、搬出にも困っていた仏具店が、新たに駐車場を必要としていたことから露天駐車場を造成して貸付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁及び水路により対処し、雨水排水については、敷地内に排水施設及び沈殿升を設けて既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。志戸部農家組合から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・大篠の田、568㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.5m程度の居宅1棟とカーポート1棟及び法面で、建蔽率は22%です。転用事業者は、野介代にお住いの31歳会社員の男性です。現在、アパートに居住していますが、手狭になったため、祖父が所有する申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については既存のコンクリート擁壁及び新設する水路により対処し、雨水排水については、敷地内に排水路及び沈殿升を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽に接続して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。高津用水土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・吉見の宅地、192㎡及び畑、244㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高9m程度の居宅1棟及び進入路、カーポートで、建蔽率は22%です。転用事業者は、高野本郷にお住いの27歳会社員の男性です。現在、アパートに居住していますが、子どもが生まれ手狭となったため、妻の父が所有する申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリートブロックを設置し、雨水排水については、敷地内に排水路及び沈殿升を設けて既存水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽に接続して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。なお、宅地の部分については、以前から許可なく家屋が建設されていたもので、この度の申請に合わせ解体撤去し、新たに造成するとされており、吉見町内会から差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・神戸の田、458㎡、使用貸借権設定の件についてです。

農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高8.7m程度の居宅1棟とカーポート1棟で、建蔽率は26%です。転用事業者は、神戸にお住いの26歳会社員の男性です。現在、実家で両親と同居していますが、将来のことを考え、祖父が所有する申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については法面整備のうえ擁壁を設置し、雨水排水については、敷地内に勾配をつけ既存排水路に排水させ、生活雑排水については、合併浄化槽に接続して既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。吉井川井堰土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・高野本郷の田、300㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であるため、第1種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.2m程度の居宅1棟で、建蔽率は27%です。転用事業者は、高野本郷にお住いの29歳会社員の男性です。現在、実家に三世代で同居しており手狭なため、自宅近くの申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック及び水路等により対処し、雨水排水については、敷地内に排水施設を設け、隣接する既存水路に接続し、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「集落に接続して設置される住宅」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・中原の農業用施設、472㎡、使用貸借権設定の追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、中原にお住いの37歳会社員の男性です。居宅に隣接する申請地に農機具や農業用資材を保管するための倉庫4棟を建築し、農作業場として使用していたものです。転用にあたり、境界部分は既存のコンクリート擁壁及び水路により対処し、雨水排水については、敷地内の排水施設から既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。中原町内会から差し支えない旨の承諾書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。農業用施設であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事 務 局 ( 勝 北 )

はい、ありがとうございました。続いてお願いします。

はい、それでは勝北地区の説明をします。

4-1・坂上の田、440㎡、賃貸借権設定の件についてです。農地区分については、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は既存施設の拡張です。転用事業者は、坂上にお住いの43歳歯科医の男性です。現在、申請地の隣接地で歯科医院を経営しておりますが、駐車場が手狭なため駐車場を増設するため転用するものです。申請を受け、事務局が現地確認をしたところ、事前着工が見られたため、地元農業委員が指導し、現在、工事を中断させております。転用にあたり、境界部分については法面の勾配を緩やかにし、雨水排水については、敷地内に排水施設を設けて既設の排水路へ接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。勝北町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と、賃貸借契約書の写しの添付を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分

から見て問題ないものと考えます。

続きまして、4-2・原の宅地、107㎡及び、雑種地 95㎡、使用貸借権設定の追認案件についてです。農地区分については、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は既存施設の拡張です。転用事業者は、原に本社を置く資本金の額300万円の有限会社で、主な事業は自動車修理業です。現在、申請地の隣接地で経営している自動車修理工場の駐車場および進入路が足りなかったことから、増設していたものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリート擁壁を設置し、雨水については、既設の排水溝へ接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しています。勝北町土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。第1種農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「既存施設の拡張」に該当しており、他に代替地もないとのことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

勝北地区の説明は以上です。

日 笠 会 長  
事務局（久米）

はい、ありがとうございました。続いて久米。

続きまして、久米地区の説明を致します。

5-1番・油木北の畑、499㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.5m程度の居宅1棟で、建ぺい率は28%です。転用事業者は、津山市押入にお住まいの32歳公務員の男性です。現在アパートに居住しており、住宅用地を探していたところ、実家の近くの当申請地を取得出来ることになり、居宅を建築するために転用するものです。転用にあたり、隣接地境界部分にはL型擁壁を設置し、雨水については、擁壁内周及び隣接地境界部に排水路及び沈殿柵を設け、既存排水路へ接続します。また生活雑排水については、合併処理槽に接続し既存排水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。湯谷池水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第3号の説明は以上でございます。

日 笠 会 長  
大 山 委 員

はい、ありがとうございました。ほんなら1-1の説明をお願いします。

1区の大山です。1-1について説明致します。以前ありました■■■さんですが、相手方の■■■さんという方の土地であります。周囲を住宅、あるいは店舗に囲まれた土地でありまして、本人も独者でありまして、また耕作も他人に依頼しているということで、■■■にどうかならんかとお願ひに行ったところ、駐車場だとか、あるいは住宅にすればいいというふうな相談を決めさせていただきましたと、本人の方から聞いておりますので、問題はないと思っております。

日 笠 会 長  
長 森 委 員

はい、では次。

はい、14番長森でございます。1-2について説明致します。これは一般住宅でございます。事務局の説明の通りなので特に問題ないと思っておりますので、宜しくお願いします。

日 笠 会 長  
高 山 委 員

はい、ありがとうございます。次。

1-3について説明致します。3月の議案に一度上がった案件なんですけども、その時に推進委員さんと現地を見て参りました。もう事前に家が建ってついでですね、不自然な状況にありましたけども、その前に違反転用がありましたんで、そっちの方が今回クリアになりましたんで、またこれで古い建物も取り壊してまた一から新地でやるということでよろしいと思っております。宜しくお願いします。

日 笠 会 長

はい、昨日地元の推進委員さんと協議した結果、問題ないと思っております。宜しくお願いします。次。

小 島 委 員

1-4です。8番小島です。親戚同士ですので、宜しくお願いします。

日笠会長	はい、今度は1-6。
井家上委員	はい、4番井家上です。ここは渡人と受人が、祖父と孫という関係でおられるようです。周りが全て宅地になっておりまして、他に農業の方に悪影響とかもありませんし、農作業場ということでございますので、問題ないと思います。宜しくお願いします。
日笠会長	はい、ほんなら4-1。
尾島委員	はい、7番尾島です。4-1について説明させていただきます。先程事務局が説明した通りなんですけども、事前着工が見受けられたため、ちょっと待てと指導をした所でございます。他に既存の設備の拡張でございますので、何の問題もないと思いますので、宜しくお願いします。
日笠会長	はい、ではもう一つ勝北。
松尾委員	はい、10番松尾が説明致します。4-2についてなんですけど、前から色んな野菜をしとりまして、隣の駐車場の拡張なんで、特に畑にも迷惑掛けてないと思いますので、宜しくお願いします。
日笠会長	はい。次、久米。
太田会長代理	はい、2番太田です。5-1についてですが、親の近くに帰って住み続けようということなんで、推進委員の方からも問題ないと聞いておりますので、審議を宜しくお願いします。
日笠会長	はい、ありがとうございます。今議案3号農地法第5条の規定による許可申請、これについて地元の委員さんと事務局が説明しましたが、他に何かありますか。承認いただけますか。
	はい。
日笠会長	はい、ありがとうございます。
高山委員	議案第4号非農地証明願承認についてお願いします。 はい、1-1から1-3まで15番高山です。1-1についてですけど、農振除外が昨年8月に出来まして、それをきっちり分筆しての手続きとなったものです。 それから1-2については、自宅に入る為に、自宅の駐車場に入る道が狭かったということで、進入路として拡張されて使われとった内容、あ、違います。それが1-3の方です。すいません。 1-2については町内の市道に当たると思うんですけど、これも道路を拡張されて舗装されとの関係で、畑の一部がですねその道の法面の一部になっるとという状況です。で、本人はこちらにおられない、久米の方へおられる方なんでやむを得んのかなんじやないかと思えます。以上です。
日笠会長	はい。次1-4。
小島委員	8番小島です。平成14年に知らずに道路を付けたということなんで、宜しくお願いします。
日笠会長	はい、1-5、1-6を私が説明します。昨日もよう話したんじやけど、以前、もう何年も前に家を建てたんで、しょうがないと思います、宜しくお願いします。 1-6は平成10年の水害の時に立ち退きで車庫が建っております。宜しくお願いします。
井家上委員	1-7を説明致します、4番井家上です。宅地への進入路とされておりまして、これは田だったのを自分とこのだからいうことで、転用せずに使ってしまったということで、申し訳ありませんでしたということですので、本山さんと私で確認を致しました。 それから1-8、新田の件なんですけども、■■■さんという方が土地を間違えられまして、建ってはないところだと勘違いをされてされたようなんです。調べましたら建つとるということなので、非農地証明をしてくださいということでしたので、これは2月22日の事でした。前に確認を致しました。以上です。

日 笠 会 長	池 田 委 員	はい。
		1-9番、池田です。これは本宅の親がどっちも死んでしもうて売りに出したところの入り口の周りが、ずっと宅地になっとったそうです。それを私も確認致しましたが、どうしようもないです。どっちも亡くなられて、昔のことですけん。ひとつ宜しく願います。
日 笠 会 長	池 田 委 員	はい。もうひとつ、1-10。
		これはこの間の続きです。これも話をしたんじゃけど、どうしようもないですわ。ひとつ宜しく願います。
日 笠 会 長	森 委 員	はい、次、下横野、1-11。
		はい、14番長森です。1-11について説明致します。下横野でございますけど、色々調べますと、どうも先代がやとったみたいで、もう既に利用状況に書いてありますけど、倉庫があつたり、資材置き場になっておりまして今更どうしようもない。致し方ないと思います。宜しく願います。
日 笠 会 長	竹 内 委 員	はい、次が2-1か。
		6番竹内です。2-1でございますが、昭和61年頃に家を建ててしまったようです。宜しく願います。
日 笠 会 長	松 尾 委 員	次。勝北、松尾さん。
		はい、10番松尾が説明します。この案件も何十年も前から家が建って、そこらの前が庭になったりしとる案件なので、仕方がないと思います。宜しく願います。
日 笠 会 長	尾 島 委 員	はい、次尾島さん。
		はい、7番尾島です。4-2について説明させていただきます。平成15年頃にさんが家を建てられるのに、一緒に宅地にしてしもうたということで、家が建っておりますので仕方がないと思います。宜しく願います。
日 笠 会 長	松 尾 委 員	はい、次。
		はい、10番松尾が説明致します。4-3は前から農用地にちょっと入るのに、道に使ったりしとるようなことなので仕方がないことだと思います。 また4-4も田んぼを沢山作られていて、農業用倉庫として使うように作つとるもんで、これも仕方がないと思います。宜しく願います。
日 笠 会 長	植 本 委 員	はい、5-1。
		はい、16番植本でございます。家の駐車場というか、進入路が狭くて、その分をキープして、現在車を置いたり等に使っておりますので、仕方がないと思います。
日 笠 会 長	太 田 会 長 代 理	はい、次。
		2番太田です。5-2、5-3、5-4は429号線から南の方に入った一筋に並んであるような場所です。5-2については先代の父親が家の前に庭木を植えたということであり、5-3については以前に先代が当時町道が拡幅するにあたって、立ち退きしたんですけど、その後に農器具庫を建てたということです。それから5-4につきましては、先代が農機具庫やそういうもんを建ててしまったということなんで仕方がないと思います。宜しく願います。
日 笠 会 長		はい。もう終わりかな。今議案第4号に対して地元委員の説明がありました、皆さん承認いただけますか。
	*	はい。
日 笠 会 長		では全部承認ということで、ありがとうございます。議案第5号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の規定の農地に該当するか否かの判断について上程します。では1-1願います。
小 島 委 員		8番小島です。現地は山林化してますので、宜しく願います。
日 笠 会 長		はい、1-2は私の近所ですけども、どねいにもならん竹藪になっておりますので、宜しく願います。

1-3も■ですけれども、畑が大きな木が生えて山林になっておりますので、宜しくお願ひします。

ほな1-4。

井家上委員 はい、4番井家上です。1-4について説明します。この方最初は5筆見てくださいということだったんですけども、1筆は構造改善が入っておる田ですので、出来れば田として耕作しないまでも、耕作出来る状態にしてくださいということをお願いをしました。あとこの4筆ですけれども、全て畑なんですけど、続きがもう既に山ですので、山の木、それから竹、そういうものが入り込んでおりますので、原野状態ですので宜しくお願ひ致します。

日笠会長 はい、1-5。

長森委員 はい、14番長森でございます。1-5でございますけれども、これは下横野でほったらかしでどうにもならん状態で、畑のような状態ですけど、自然荒廃でございます。

続きまして1-6ですが、これは先程出ました、さっきのは無断転用でございます、こちらはまあ、ほったらかしで山になつてくるということで自然荒廃でございますので、致し方ないと思います。以上でございます。

日笠会長 4-1。

尾島委員 はい、7番尾島が説明させていただきます。4-1ですけども先代の時から原野化されておりますので、やむを得ないと思います。宜しくお願ひします。

日笠会長 はい、ありがとうございます。議案5号に対して今説明がありましたが、皆さん承認いただけますか。

\*  
日笠会長 はい。

事務局 はい、ありがとうございます。

議案6号農地利用集積計画の承認について上程します。事務局説明お願いします。

事務局 それでは、議案第6号農地利用集積計画の承認について、説明致します。議案書のページは、18ページから42ページです。18ページに集計表を載せております。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区44件、加茂地区17件、阿波地区13件、勝北地区49件、久米地区19件の計142件です。以上、農地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

議案第6号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございます。利用権じゃけ皆見てもらうと思うんで、宜しくお願ひします。よろしいか。

\*  
日笠会長 はい。

事務局 報告1号農地法3条の3第1項の規定による届出書の受理について。

事務局 失礼します。それでは報告第1号の説明を致します。議案書のページは37ページから41ページです。今回は、相続によるものが7件33筆となっております。その他詳細は議案書のとおりです。1-5につきましては、幹旋希望有り届け出を受けましたので、地元の推進委員へ幹旋の希望がある旨を連絡しております。また、1-1、1-2、1-3、1-5、1-6については一部無断転用または雑草繁茂の土地があった為適切な手続き、もしくは管理を行うよう通知しております。

報告第1号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございます。では報告第2号農地転用届出書の受理について、お願ひします。

事務局 報告第2号の説明を致します。議案書のページで申しますと、42ページです。今回は、1件のみです。1-1、下高倉東の畑1,342㎡のうち104㎡に農業用倉庫

			をつくるというものです。
			報告第2号の説明は以上です。
日	笠	会	長
			はい。議案は終了しましたが、委員の皆さん何かありますか。よろしいか。あれば。ありませんな。
		*	
日	笠	会	長
			はい。
			はい、委員の皆さんの方からはないようなので、事務局の方から何かありますか。
事	務	局	
			はい、失礼します。よろしいでしょうか。
日	笠	会	長
事	務	局	
			はい、お願いします。
			はい、事務局から1点、皆様にご相談がございます。先月の定例会の場ですね、今後運営委員会を設置してはどうかのご意見がございましたので、一応設置案の方は事務局の方で準備はしておりますけども、まず運営委員会を設置するのかどうかについて皆様で一度ご審議をいただきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。
日	笠	会	長
			どんなでしょうか、運営委員会いうものを設置させてもろうてもよろしいでしょうか。今日のような、先にちょっと審査しときゃええいうもんもあつたと思つたので。そうして皆さんに協議してもろうて、総会にした方がえんで。よろしいな。
		*	
日	笠	会	長
事	務	局	
			はい。
			ほんなら事務局、するということでもいいじゃないでしょうか。
			はい、では案の方を配らせていただきます少々お待ちください。
		*	
日	笠	会	長
事	務	局	
			《 資料配布 》
			はい、皆さん行き渡りましたかいな。それでは事務局説明をお願いします。
			まずは委員の皆様におかれましては、投機的な不動産売買や無断転用などの諸問題に日々対応して頂いておりますが、委員会としての対応方針の元となる物や、突発的な問題に機動的に対処するために、19名での委員会が最終決定である事に変更はございませんが、より少数での検討機関を組織してはということで、この運営委員会の要領の方を簡単ではありますが案として作成しております。書いてあることは何をやるかということなんですけども、皆様でここでご審議頂く事が数点ございます。第2条をご覧ください。運営委員会は、農業委員会等に関する法律第8条第6項に定める委員のほか、津山市農業委員会委員地区担当制推進要領第2で定める担当地区を担当する委員のうち、次に掲げる者をもって組織する。ただし、会長及び会長代理が担当する地区にあつては、会長及び会長代理をもって充てる。とこのように表現させていただいております。この表現が正しいかどうかについては、後日検討して頂くに致しましても、まず1つ、法律第8条第6項に定める委員とありますけども、中立の立場の委員のことで、小串委員さんが今この委員会では該当致します。はい、それから(1)で第1区から第5区を担当する委員から1名ということではございますが、今3区の地区担当として会長が出られとりますので、ここでは日笠会長が該当致します。それから第6区から第8区を担当する委員から各地区1名となつるところでございますが、8区におかれましては会長代理の方が今8区の委員さんとして担当しておりますので、8区は会長代理さんが該当し、第6区からあと1名、第7区からあと1名の、合計5名という少数ではございますが、5名をもって組織してはどうかとことで、こういう案を出させていただいております。
			それからもう1点。第6条になりますけども、この運営委員会の会議は当然運営委員会の会長が招集するんですが、その(2)に書いてあります、運営委員会の会議は、農業委員会定例会及び総会の開催の30分前に開催する他、必要に応じて随時開催するものとする、とさせていただいております。これはですね、本日の議案でも疑義案件等ございましたが、当然ですがその疑義案件について許可をする、不許可にすると決定するものではございませんが、事前に皆様でどういうものかとい



うことを審議したり、検討したりする会議、またはそういったものがある時に、事前に現地調査を行う代表という意味合いでございまして、毎月の定例会、今現在1時半から定例会を開催しておりますが、その1時半からの開催を30分ずらしまして、定例会を2時からの開催と。その前に毎月運営委員会を開催して、今日の審議案件はどういったものがある、またはどういった疑義がありますという事務局からの報告と、それに対して皆さんから意見を頂く前に、どのように対応するのがいいのかという検討会も開催したらどうかと考えております。

また、このように事務局が今回運営委員会の要領の案をこしらえたんですけども、事前に運営委員会が開催出来ましたら、運営委員会の方でこういった要領等もチェックして頂くような形を考えておりますので、定例会の開催前に毎月まずご足労にはなりますが、担当地区の委員さんには色々他の仕事も多いんですが、更にここで30分会議の方をとらせていただきたいと考えております。

あと書いてある内容についてはですね、運営委員の所掌事務等を書いてありますが、疑義案件を協議したり、現地調査を皆さんで行ったり、今後の方針、例えば無断転用に対してどのような方針をもって対応していくのかということをもっと検討していただき、検討結果を要領、要項もしくはフローチャート等にまとめまして、また農業委員会の定例会での審議の基礎を作ると、そういったものを予定しております。この要領でいいのかどうか、また各地区から委員を5名と今事務局では書いておりますけど、もっと多い方が良く、少ない方が良く、こういう風な地区から出した方が良くというご意見が多々あると思いますので、そういった点はまた審議していきたいと思いますが、一応事務局の案はこの1条から9条、これを本日皆様の承認をいただければ、本日10日付で施行と考えております。またこの文章上でおかしいところがありましたら、ご指摘いただければそこを直して行って、最終的な決定案を作っていきたいと考えておりますので、宜しくご審議ください。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。今事務局が言いましたように、運営委員会いうものをこのような案をこしらえとんですが、これでさせてもろうてよろしいか。

大 山 委 員

すみません、ちょっと。第2条の1で、第1区から第5区を担当する委員から1名ということは、1から5までの間に1人ということでしょう。

事 務 局

そういうことです。旧市町村単位ということで、一応旧の津山市から1名、旧の久米、加茂、勝北から1名。

大 山 委 員

あとは各1名でしょう。

事 務 局

阿波と加茂が今一つの地区になっておりますので、阿波、加茂から1名という形で考えております。

日 笠 会 長

運営委員会で決定ではありませんので、総会で決定すりゃあ。今日のような議案が出ますわな。それをちょっと初めにみてもろうといて、協議する方がえんじやないかと。そうせんと、後からやると風評がな。会長がみな決めよう言われて、私もうんざりしとるんじや。一応皆見てもろうて、かける前に、これはこういう事があるけん適当じやないよいうことを、ちょっと見てもらう方が。そういうことでよろしいか。

そうせんと、議案出しても皆が見て、これはいけんのんじやいうのもなかなか難しいと思うんじや。意見聞いて、どうしたらええかいうのを改めて勉強会などしときゃええかなと思います。そういうことでお願いします。よろしいな。

\*

井 家 上 委 員

はい。

日 笠 会 長

議長、毎回ですか。

井 家 上 委 員

毎回出てもろうて今日はこういう風に思わんいうのはちょっと勉強会して。そしたら今のも1時半に来てもらやえんじや。

日 笠 会 長

一般委員は2時からということでしょう。

井 家 上 委 員

一般委員は2時。

2時でしょう。2時っていうのはちょっと後に響くな。30分でも早く済みたい

なっている。

日 笠 会 長 今言ったように、時間を決めとかにゃ、今回は問題がないから1時半から、今回は問題があるようなから2時からというのはなかなか、いけんと思うんじや。それで2時からいうことにして、今決めた委員さんが、今の時間に来てもらうて、4階でして、ちょっと問題どねえかないのだけ協議してもらおうとく方がええと思うんじや。

太 田 会 長 代 理 また、改良点があったら

日 笠 会 長 またそんな時、そんな時。

池 田 委 員 まあ出来りゃ早いほうがええわ。じゃけ農業委員会だけ30分時間早めりゃええが。

日 笠 会 長 皆な誤解しとると思うんじや。今の委員でも、お前がええ言うたらえんじやけんええ言えいうて電話掛かってきたらかなわんのんじやけ。ほんまに。

長 森 委 員 今、井家上委員さんが言われたんですけど、逆に1時からにしたらどうなんですか。

山 下 委 員 私もそう思う。

長 森 委 員 1時からにして、従来通り1時半から

池 田 委 員 ちょっと早めに出てもらえば。その方がええ。

日 笠 会 長 従来通りしたら、運営委員さんはもう30分早く1時に来にゃいけんがな。皆さんがそう言う方で合わせますので。

池 田 委 員 その方が私はええな。

長 森 委 員 2時いうのは中途半端じゃないですかね。

日 笠 会 長 そういうことでさしてもらいうことで。

事 務 局 よろしいですか。職員の勤務時間に関する条例の方で、1時15分までが休憩時間となっております。私が出てするのは全然構わないんですけど、それを他の職員に強要するのは、やはり出来ないということがございまして、最高でも1時15分、これも誤魔化しかもしれませんけども、どっちにしろ今も準備の為に12時半くらいから職員は定例会の準備で入っとるんですけども、おおっぴらにそれを1時という訳にもいかないのかなとはちょっと考えますね。やはり休息もしっかり取らせないといけないということでございまして。

日 笠 会 長 今頃は難しいけんな。

事 務 局 なので、出来れば1時半の方が有り難いというのがあります。

日 笠 会 長 運営委員会する職員も入っとるのも難しいところじや。

太 田 会 長 代 理 公に決めてしまうっていうのは難しいかな。

事 務 局 時間がこれでよいのかということが1つ。

日 笠 会 長 まあそういうことで、1時半からにしてくださいお願いします。

太 田 会 長 代 理 とりあえず試みて。

日 笠 会 長 市の職員の休憩中にするというのは、担当になった職員が困ろう。そういうことでお願い出来ますか。

＊

日 笠 会 長 はい。

今運営委員になった人は、今までと同じ時間に来てもらえばええということで。そういうことで、ひとつ宜しくお願いします。ほんなら案を受けさせてもらいます。それで、6区と7区の方の誰がするか、

太 田 会 長 代 理 運営委員を決めてもらわにゃいけん。

＊

事 務 局 << 各地区協議 >>

では、6区の委員さんの方が、山下委員さん。7区の方が、尾島委員さんということが決まるとるようなんで。それではありがとうございます。文言でちょっとおかしいところがありましたら、ご指摘くださったらまた直しますんで、特に小串委員さん、よく見てまた教えてください。

それでは、運営委員さんにつきましては、小串委員さん、会長、会長代理、山下

委員さんと、尾島委員さんということで、一旦運営委員会を組織させていただきたいと思えます。来月の10日ではございますが、疑義案件が無ければ当然本当はスツと終わることなので、1時半に来てもらってももしかしたら今日は議案の説明で5分で終わるようなこともあるかもしれませんが、宜しくお願い致します。本来なら皆さんの都合でもっと早く、先程井家上委員も言われましたが、1時半から普通に始めたいという希望もあるんですが、そうなった時に疑義案件が無かって、運営委員会が5分で終わったら35分から始めますから来とって下さいというのものなかなか皆さん言いにくいので、一応定例会の方は2時からということでさせていただきたいと思えます。宜しく申し上げます。

日笠会長 今度から通知を入れさせてもらうけん。頼みます。

日笠会務局長 はい。それからですね、すみません1点事務局の方で漏れておりました、実は3月定例会の少し前にですね、女性農業委員の研修会ということで、岡田委員さんに行って頂いております。そのご報告の方が漏れておりました。すみませんでした。今日ご報告をお願いしたいと思えますがよろしいでしょうか。

岡田委員 9番岡田です。3月の初め、農業委員として横浜港にある検疫所を見学させていただきました。天気はあいにくの雨でしたけど、中国から輸入農産物が薬漬け、また野ざらしや、テントの中で5年から10年保管され、地方の特産品に変わります。例えば、茶色に変色した大根が美味しそうな沢庵に変身します。主に輸入国はアメリカ、中国、韓国です。アメリカからは1週間掛かって、殺虫などの為に倉庫でバナナ、パイナップル、オレンジ、レモン、グレープフルーツなどが青酸ガス、また米、麦は臭化メチルで燻製して蒸す作業をしています。青酸ガスはナチスがアウシュビッツの大虐殺に使ったシアン化水素、臭化メチルもアメリカでは発がん物質と言われ使用が禁止されています。今では人間までが防腐剤が効き腐りにくくなっているそうです。それを聞いてもうショックでした。日本の美味しいお米をもっともって食べて欲しいと思えます。それに、食料自給率もアップするのではないかと思います。以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございます。今岡田さんが言われたように、行ってみたらこねいなもんを食よんかいうような気がすると思えます。筍やこうでも晩に食事もらうのに、あれじゃないんかなと食う気がせんようになります。大体、筍やこうはあるところへ持って行って、薬に漬け込むらしい。それで1週間水にさらしとったら人間食うてもええようになるそうです。その代わり1週間くらいしたものを出す。いつ採れたんやらわからん。今言うた沢庵やこでも。

岡田委員 茶色になった、漂白かけてるんだと思えます。

日笠会長 匂いと色を付けるんじゃけ。言うたら食えんようになるけん言わん方がええ。ほんまにな、その晩食えんような気がしますけん。

岡田委員 まだ聞いただけではね。いたるところで話をするんですけど、昨日も生活交流グループで話しましたが、まだ皆危機感はないんですね。実際に見てるのと、見ないのとでは。

日笠会長 そういふとこで行ってみたいいうたら横浜じゃな。言うてもろうたら段取りして、向こうも割合受けてくれるんじゃ、と思えます。まあどえらいとこじゃな思うてな。それでも今はテントの倉庫じゃろ。あれが前は無かったんじゃけ。

岡田委員 前は野ざらしだったと。テントの中でも8月になったら温度がぐっと上がるけど、平気な顔してます。もう薬漬けで。

井家上委員 柑橘類やこうは私がしよるときはなかったわ。それからバナナやこうは船から来い来い言うて、何を言よんかな思うたら、結局バナナは風邪ひいとったらわかるんじゃ。それを日本は全部はねるからな。そのはねたやつを今度は買えて呼ぶ訳じゃ。ところがそれを言いと、実は双眼鏡で見ようるけん、差し止めを食よったけどな。それを買え言うて。帰りにはみな海に捨てよった。

日笠会長 まあそういうとこらしいです。

池田委員	私らが行きよったところは、そないなことなかったけどな。
日笠会長	ほんまにな。まあそういうことで、あんまり言うたら食わんようになるけん。
事務局	では次に、連絡事項をお願いします。
	事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の5月の定例委員会ですが、5月10日木曜日午後2時より、市役所2階202会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回の5月の定例委員会ですが、5月10日木曜日午後2時より、市役所2階202会議室で行います。先ほど決まりました運営委員会は、1時30分から農業委員会室で行いますので、運営委員さんにおかれましては、宜しくお願い致します。
	事務局からの連絡は、以上でございます。
日笠会長	はい、ありがとうございます。それではこれで、議事を終了させていただきます。
太田会長代理	これをもちまして定例会を終了致します。次回からは運営委員会があるということで、担当の方は宜しくお願いします。お疲れさまでした。

(15:00終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

---

署名委員 ①

---